

# 北京大野木FM・天津大野木マイツニュースレター

2012年5月号

2012年5月22日 担当:鈴木明男

## 天津市における社会保険料の徴収について

北京市では昨年度より外国人の社会保険料の徴収が開始されておりますが、このほど、天津市においても地域によってばらつきがあるものの、外国人の社会保険料の徴収開始に関する通知が公布されています。

### 1. 概要

天津市は社会保険について正式な通知を出していませんが、天津市内の各地域ごとに通知が出されており、2012年6月から徴収を開始するとされています。各地域からの各企業への通知方法も、正式な文書が出されている場合と携帯電話へメールが送信されている等通知方法にもばらつきがあります。また、まだ通知されていない地域においても、近日中に通知が出されと推測されます。

尚、外国人の社会保険の適用を明記した社会保険法は、2011年7月より施行され、外国人の社会保険加入に関する細則は2011年10月より施行されており、既に北京市では徴収が開始されております。

### 2. 社会保険の種類及び料率

社会保険制度の概要を以下のとおりまとめましたので、ご確認ください。

**基数について、日本払い給与を含めるかどうか規定では明確にされていませんが、天津市社会保険管理中心の担当者コメントとしては基数＝中国払い給与＋日本払い給与により判定とすべきとコメントしています。**

種類	算定基数	雇用主負担料率 (会社負担)	被雇用者負担料率 (個人負担)	負担率合計
国民年金	2,006元～10,560元	20%	8%	28%
失業保険		2%	1%	3%
労災保険		※0.5%～2%	0%	0.5%～2%
生育保険		0.8%	0%	0.80%
医療保険		10%	2%	12%

※ 会社の業界ごとに負担率が定められています。

### 3. 登録手続き

社会保険料の徴収にあたっては、登録手続きが必要となります。

濱海高技術産業開発区では5月31日まで、TEDA、濱海新区では6月10日ごろまでに登録手続きを行うことと案内されています。登録手続きに当たり、必要な書類として以下の書類を提出することとされています。(和平区の例) 地域によって必要な書類が異なる場合もございますので、ご注意ください。

- ① 就業証又は專家証のコピー
- ② パスポートのコピー
- ③ カラーの写真1枚
- ④ 就業登記表のコピー

### 4. 徴収時期

社会保険料の徴収は、地域により異なる可能性があります。概ね6月から開始される見込みです。なお、保税區など一部の地域では、昨年末又は本年年初頃から保険加入を促しており、すでに徴収が開始されている会社もございます。なお、和平区の通知文書では、すでに就業証を取得していた者は2011年10月まで遡っての納付ができるとされており、一方10月以降就業証を取得した者は当該月からの納付が必要など、文理解釈上両者に差が出てきております。このため実際の手続きでは各地域の取り扱いを確認の上行うようご注意ください。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください (完)